

函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の小規模改修 に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市都市景観条例（平成7年函館市条例第14号。以下「条例」という。）に規定する景観形成指定建築物等および伝統的建造物（以下「指定建造物等」という。）を活用するために行う小規模改修に要する経費の補助に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、条例の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外観 西部地区都市景観形成地域内の道路その他の公共の場所から通常望見できる指定建造物等の外部をいう。
- (2) 構造耐力上主要な部分 基礎，壁（表面の仕上げを除く。），柱，小屋組，土台，斜材，床組（根太を含む。），横架材および屋根をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 指定建造物等の所有者または権原に基づく占有者
- (2) 別表に掲げる行為をする者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」とい

う。)は、別表に定めるとおりとする。ただし、別表に掲げる行為のうち(1)に規定する補助対象経費が125万円を超えるものは、補助金の交付の対象としない。

2 前項に掲げる補助対象経費に消費税および地方消費税は含まないものとする。

3 他の補助等を受ける場合は、補助金の交付の対象としない。ただし、補助対象経費と他の補助等の対象となる経費を明確に区分することができる場合は、補助金の交付の対象とすることができる。

4 補助対象経費の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 工事費

(2) 設計費

(3) 監理費

(4) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表(1)に掲げる行為にあつては補助対象経費に5分の4を乗じて得た額、(2)から(4)までに掲げる行為にあつては補助対象経費に2分の1を乗じて得た額で、一指定建造物等につき合計して年額100万円を限度とし、予算の範囲内において交付するものとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、同一年度内において同一物件につき1回限りとする。ただし、補助金を交付した以降に指定建造物等が損傷し、緊急的に改修しなければ維持保全に著しく支障が生じると認められる場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請に係る添付書類)

第7条 規則第7条第2項第4号に規定する書類または図面は、別表に掲げる行為のうち(2)の防寒改修による断熱性能の向上を確認できるものとする。

(概算払)

第8条 市長は、補助事業者から工事完了の報告を受けた場合は、工事完了検査を行い、その結果、補助金の交付の決定およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、概算払をすることができる。

2 工事完了の報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事請負契約書または注文書および注文請書の写し
- (2) 検査調書の写し
- (3) 完成写真および工程写真

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の防寒改修に関する補助金交付要綱(平成5年4月1日決定)は、廃止する。
- 3 函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の維持管理費に係る補助金交付要綱(平成5年4月1日決定)は、廃止する。
- 4 廃止前の函館市景観形成指定建築物等および伝統的建造物の防寒改修に関する補助金交付要綱に基づき補助金を受けた者は、この要綱に基づき補助金を受けた者とみなす。
- 5 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

行為	対象経費
(1) 小規模外観改修	指定建造物等の外観の軽微な改修に要する経費（下地材を含む。）および構造耐力上主要な部分に係る経費（内部仕上材を除く。）
(2) 防寒改修	指定建造物等の断熱性能を高めるための断熱材の充填および開口部の改修に要する経費
(3) 内部改修	指定建造物等の居住性または利便性を向上するための段差の解消，間取りの変更，室の用途の変更およびその他これらに類する内部の改修に要する経費（床，壁，天井のいずれにも固定されない物品または容易に移動，取り外し可能な物品の購入および設置は除く。）
(4) 防災設備の設置	景観形成指定建築物等に係る自動火災報知設備等の設置に要する経費